

〈再生紙を使用しています〉



内堀団地（五加）完成予想図

文化振興基金条例 都市景観条例など制定

～一般会計は364億円に～

●会計別予算の内訳

* 伸び率は対前年比

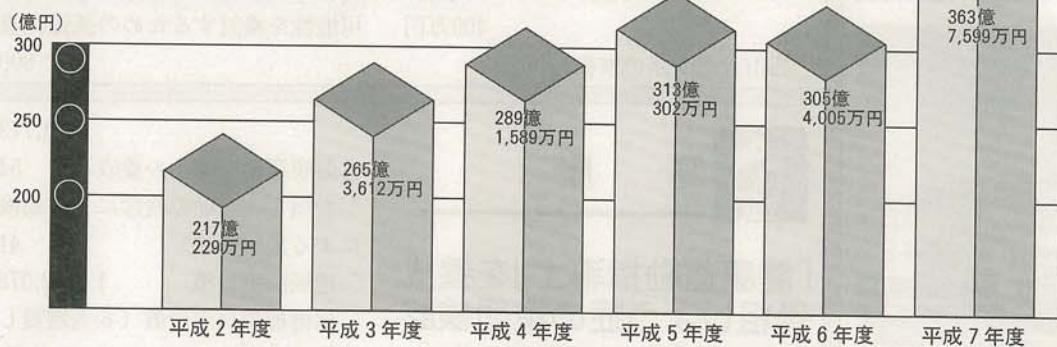
	予算額(千円)	伸び率(%)
特別会計 土地取得事業会計	846,249	6.6
塩田有線放送電話事業会計	52,670	4.6
国民健康保険事業会計	6,017,070	7.9
交通災害共済事業会計	48,332	1.1
福祉事業センター事業会計	97,788	△ 1.6
老人保健事業会計	8,365,726	7.4
農業集落排水事業会計	1,505,532	△ 12.5
同和地区住宅資金等貸付事業会計	304,362	△ 0.4
公共下水道事業会計	6,872,616	42.8
企業会計 産院事業会計	306,646	3.9
水道事業会計	3,296,694	8.6
特別・企業会計総計	27,713,685	19.9

三月定例会市議会が、2月28日から3月17日まで18日間の会期で開かれ、上田市の一年間の仕事を方向付ける平成7年度予算が決まりました。一般会計は363億7599万円。前年度当初予算に比べて、58億3554万8000円、19・1割の増額です。また、特別会計などの11会計は、2771億369万円に。ここでは、平成7年度一般会計予算の主な使いみちを中心に紹介します。

●一般会計歳入歳出の内訳



●一般会計(当初)予算の推移



用語



知識

予算 市が、どんな仕事をどれくらいの費用をかけて行うのかという計画が予算です。予算は、4月1日から翌年3月31日までの1年間(会計年度)を単位として編成され、一般会計、特別会計、公営企業会計の3つに分かれています。

一般会計 市が行う仕事の大部分をまかなう予算です。皆さんから納めていただく市税や、国・県からの補助金などが主な財源です。

特別会計 特定の事業を行うとき、一般会計と区別して設ける会計です。市には、9つの特別会計があります。

公営企業会計 民間の会社と同じように、その事業によって得られる収入で支出をまかなう会計です。独立採算制が原則です。

- 条例の制定・改正**
- 上田市行政手続条例の制定
(内容) 地方公共団体の条例・規則に根拠を置く処分や届出、行政指導について、公正の確保などを図るための条例制定です。
 - 上田市マルチメディア情報センター条例の制定
(内容) マルチメディア情報センターを今年8月に開設するに当たり、設置や管理について必要事項を定める条例の制定です。
 - 上田市都市景観条例の制定
(内容) 美しい自然と歴史的、文化的遺産を守り育て、上田市にふさわしい景観をつくることと魅力あるまちづくりをするための条例の制定です(関連記事6・7ページに掲載)
 - 上田市文化振興基金条例の制定
(内容) 美術館の建設構想を見

- 上田市組織条例の改正
(内容) 市長部局の組織改正を行うため、部の編成や分掌事務を定める条例の全ての改正です。
- 上田市在宅介護支援センター条例の一部改正
(内容) 新たに「中央在宅介護支援センター」を設置するための関係規定の一部改正です。

平成6年度最終予算

一般会計の補正額は、1億3612万円の増額となり、これにより平成6年度の総額は673億7277万円となりました。前年同期と比べて、44・5割、298億8475万円余の伸びとなっています。

このように使います



環境

いっそうの「ごみ」減量に「中塩田」下水道基本計画

- ごみ減量再資源化に 2,843万円
- 一般廃棄物最終処分場の建設 2億 9,417万円
- 農業集落排水施設建設（下之郷・岡・下小島・小井田・古安曾・保野舞田・豊殿南部・富士山・下之郷布引地区） 12億 9,496万円
- 公共下水道の整備に（上田処理区、南部処理区、別所温泉処理区、中塩田処理区） 53億 3,301万円



↑12月に供用予定の別所温泉終末処理場（完成予定図）



農林水産業

都市と農村の交流を促進下組に「創造の森」を整備

- ◎都市農村交流促進事業（農業体験・果樹オーナー制度の導入により都市と農村の交流に） 41万円
- 松くい虫防除対策 8,589万円
- 創造の森整備事業（下組猫山地籍、花木植栽・案内板の設置・駐車場新設） 3,197万円
- 林道開設事業 2,105万円
- 農業研修生の受け入れ（中国寧波市から2人） 282万円



道路・建設

上田新橋の調査測量設計 信越線中間駅の基礎調査

- 市営住宅の建設（内堀団地の建て替え） 5億 1,878万円
- 市道新設改良 3億 4,660万円
- 高速交通網の整備に（高速道・新幹線関連施設） 5億 3,906万円
- 都市環状線関連道路の整備に 5,350万円
- 景観整備促進事業（景観条例の制定に伴い、景観審議会委員を設置。景観シンポジウムの開催）＝6・7ページ＝ 409万円
- 都市計画街路の整備



↑6年度から建て替え工事が始まった内堀団地（完成模型）

- 10億 1,225万円
- 都市公園の整備 1億 3,452万円
- ◎上田新橋架橋事業（調査測量・詳細設計の委託） 1億 3,039万円
- 上田駅北口市街地再開発事業（再開発事業推進のため、駅前に事務所を開設） 1,056万円
- ◎信越線中間駅設置事業（新駅設置の可能性を検討するための基礎調査） 800万円



健康

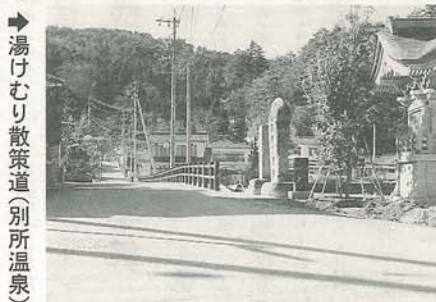
「健康運動指導士」を養成 骨粗しょう症の集団検診

- 予防接種事業（予防接種法の改正により、集団接種から個別接種に変更）

- 4,773万円
- ◎健康運動指導士の養成 54万円
- ◎骨粗しょう症の検診に（移動検診車による集団検診） 41万円
- 地域医療対策 1億 2,078万円
- 保健指導員の設置（6人増員し、395人に） 461万円
- 人間ドック補助 1,150万円



↑整備が進む「創造の森」（下組）



→湯けむり散策道（別所温泉）



商工業・観光

「中心商店街」の活性化を国際会議観光都市の推進

- ◎中心商店街空き店舗活用の助成 430万円
- 中小企業融資事業 23億6232億円
- 勤労青少年ホームの施設整備 1,501万円
- ◎国際会議観光都市推進事業 750万円
- 湯けむり散策道整備（石畳工事・ポケットパーク建設・観光トイレ建設など） 2億 5,625万円

4月1日から 「上田市中央在宅介護支援センター」 が上田病院内に開設されます。

在宅介護支援センターは、在宅でお年寄りを介護している方などが、気軽に在宅介護に関するいろいろな相談をすることができ、また、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう調整を図り、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るものです。

上田病院内に、訪問看護ステーションと併設されます。現在、室賀地区にある特別養護老人ホーム「室賀の里」併設の「上田市室賀在宅介護支援センター」がありますので、市内で2つめの在宅介護支援センターになります。

◆事業内容

- ・在宅介護に関する各種相談
- ・保健・福祉サービスの利用に関する調整・広報
(ホームヘルパーの派遣・デイサービスの利用・入浴サービスの利用等)
- ・介護機器の展示、紹介及び使用方法の説明
- ・介護方法の相談・研修等

◆利用料…無料

■問い合わせ

上田市中央在宅介護支援センター (☎26-7788) 上田市室賀在宅介護支援センター (☎31-0006)



施設に直接予約ができる 利用証を交付します

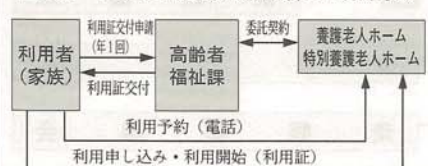
市では、4月からショートステイ（短期入所）の制度について、利用される皆さんが、より簡単に利用いただけるように「利用証」方式を導入します。

ショートステイとは、在宅で寝たきりのお年寄りのかたなどを介護しているかたが、介護疲れや病気、旅行などのため、家庭での介護が困難な場合に、一時的に老人ホームでお年寄りをお世話する事業です。

この方式の導入によって、4月からショートステイが利用しやすくなります。

なお、これまでにご利用されたかたには、申請に必要な用紙をお送りしましたが、希望されるかたは、高齢者福祉課(内線1622)にお問い合わせください。

■ショートステイ(短期入所)の新しい利用方法



福 祉

「南部保育園」を移転新築 中央在宅介護支援センター

○身体障害者世帯へホームヘルパーの派遣（ホームヘルパーの増員）

1,354万円

○障害者等共同作業所への通所交通費の補助

17万円

○福祉医療費給付金（乳幼児・母子家庭・重度身体障害者・寝たきり老人等に医療費、入院時の給食費の助成など）

1億 5,341万円

○在宅介護支援センター運営事業の委託（室賀在宅介護支援センターと、4月に開所の中央在宅介護支援センター

の管理運営に）＝5ページ＝

1,947万円

○要援護老人等情報ネットワーク事業（緊急通報システムに寝たきり老人等約1600人のデータや地図を入力し、きめ細かい相談サービスに）

1,618万円

○保育所建設事業（老朽化した南部保育園舎を上田駅南口再開発に合わせて移転）

6億 5,124万円



↑室賀在宅介護支援センター



総 務

行政改革推進委員会設置 マルチメディア情報センター

○行政改革推進委員会の設置（組織の簡素化などを進める）

52万円

○外国人登録システム修正に（事務の迅速化と省力化）

102万円

○海外友好提携都市選定委員会の設置に

10万円

○在京上田市人会の開催（上田出身の著名人との人的交流）

49万円

○マルチメディア情報センターの整備に

3億 4,400万円



教 育

図書館情報ネットワーク 「文化振興基金」の設置に

○小中学校コンピューター教育の推進

1億 2,252万円

○塩田西小学校の建設（平成8年4月開校予定）

16億 8,654万円



↑広域ネットワークを作る図書館

○塩尻小学校屋内運動場の建設

4億 9,300万円

○第一中学校移転改築（土地の取得に）

18億 3,807万円

○生涯学習の振興に

837万円

○文化振興基金および審査委員会の設置（市にゆかりの深い美術品や貴重な資料の発見と価値の判断、そして購入のために）

1,012万円

○埋蔵文化財緊急発掘調査（八幡裏遺跡、上田原遺跡、金鉾遺跡、宮脇遺跡、染屋台条理遺跡）

1億 3,595万円

○図書館情報ネットワーク事業（上田市、丸子町、東部町、坂城町のどの図書館でも検索・貸し出し・返却ができる広域的ネットワークづくり）

2,650万円

ゆとり やすらぎ そしてロマン

上田市景観条例制定

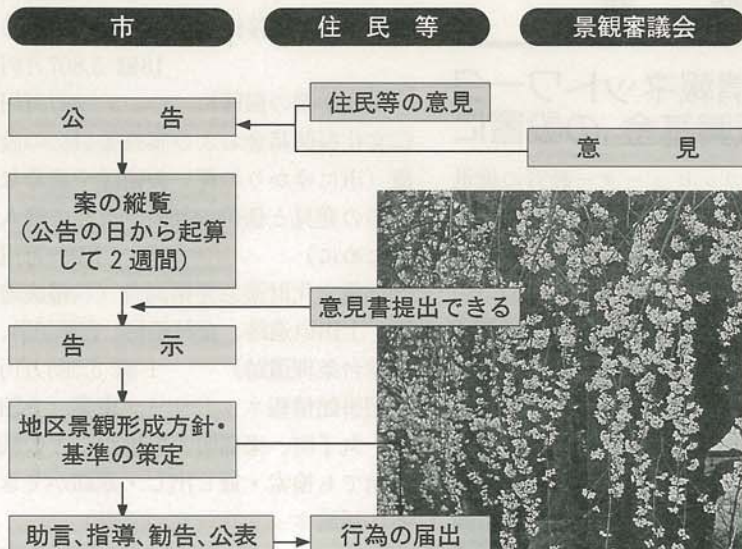
平成7年7月1日から

- 市では、自然や歴史を大切にし、美しく快適で、魅力あふれる住みやすい都市を目指し、市民の皆さんとともにより良い景観形成に取り組むため、優れた都市景観の形成と保全に関して必要な事項を定めた「上田市景観条例」を制定しました。この条例は、7章34条から構成され、
- ①景観形成を総合的に展開する景観形成地区の指定（景観形成重点地区）
 - ②景観に大きな影響を与えるおそれのある行為（大規模行為）の事前の届け出
 - ③住民を主体とした自主的な景観の形成（景観形成市民団体、景観協定）
 - ④優れた景観の形成に寄与した施設や人物の表彰（上田市都市景観賞）
- を大きな柱としています。
また、この条例は平成7年7月1日から施行します。

お問い合わせ ● 建築指導課 ☎（内線1546）

◆景観形成重点地区

重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を「景観形成重点地区」として指定をし、地区景観形成方針・基準を定め、総合的な優れた景観の形成を図るものです。



◆体系



◆大規模行為

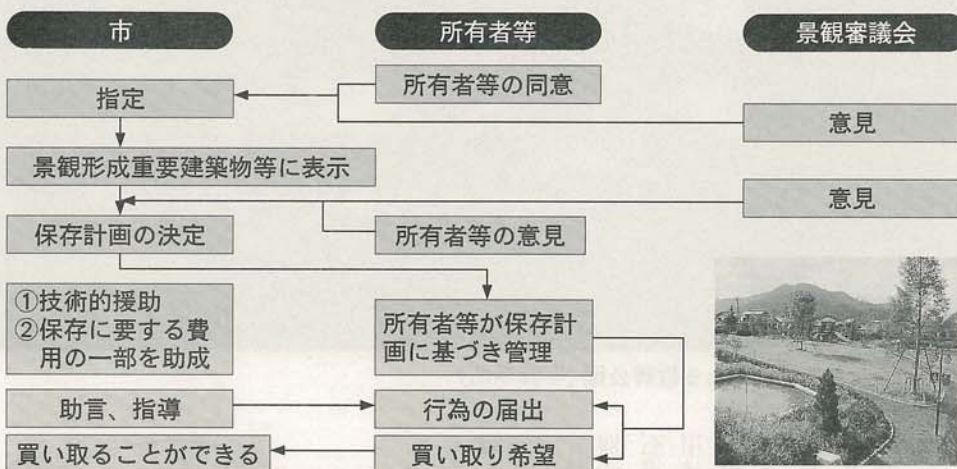
景観形成に大きな影響を与える一定規模を超える行為（大規模行為）をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出をし、助言や指導を受けることになります。

[届出が必要な大規模行為の一例]

- ◆建築物の新築・改築などで高さ（当該建築物が工作物または広告物と一体となって建築される場合にあっては、地盤面から建築物などの上端までの高さ）13メートルを超えるもの
- ◆建築面積が1000平方メートルを超えるもの
- ◆建築物の外観変更にかかる面積が400平方メートルを超えるもの
- ◆工作物の新築などで高さ13メートルを超えるもの
- ◆広告物の表示面積が25平方メートルを超えるもの

◆景観形成重要建築物等

景観の形成上重要な価値があると認める建築物および工作物を指定し、大切に保存していこうというものです。



◆景観形成市民団体

一定の区域内において、より良い景観を形成することを目的とした市民団体を「景観形成市民団体」として認定し、技術的援助や活動費の一部を助成します。

[認定されるための要件]

- (1) 団体の活動がその区域の景観の形成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められること。
- (3) 必要事項が記載された規約を有すること。

第3回上田市都市景観賞受賞



新町コミュニティ集会所（新町）

◀当時の面影が残っている旧北国街道沿いにおいて、その地域性およびお寺の参道沿いであることを考慮して、白い壁の土蔵造りとし、屋根には「うだつ」も設けてある。また、建物をセットバックさせ、オープンスペースを確保して、人の心をなごませる植栽などにも配慮している。地域の歴史的な景観を考慮して、まち並みに見事に溶け込んだ良い例である（常磐城2-8-1）。

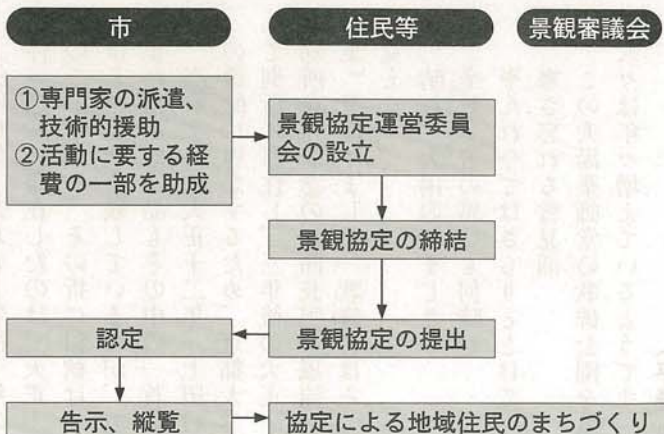


坂下通り散策道とその周辺（新町）

▶当時の面影を今もまち並みの中に残している「坂下通り」を、歴史の散歩道として上田市が石畳を敷き、石の街灯を設置するなどして整備したが、沿道の建物も新築時や改築時に形態や色彩を合わせたり、壁の塗り換えをするなどし、周辺が一つになって歴史的雰囲気を醸し出し、一昔前の風景を思わせる小路となっている。歴史的まち並みとして景観を保存しようと、市民と行政が一体となって景観形成を図った良い例である（常磐城2丁目）。

◆景観協定

ある一定の地区の景観を構成する個別の要素（建築物、工作物、広告物など）の規模、形態、色彩などについて住民間の約束ごととして取り決めを行い、景観の向上を図るものです。



薬師堂内に 歌碑公園



弘安4年創立と伝えられる大湯薬師堂と、その境内にある歌碑公園（写真手前）



上田交通別所温泉駅のところ、県道から別れ、左手の道を行きますと、湯川に架かる大湯橋があり、そこから別所温泉の大湯になります。

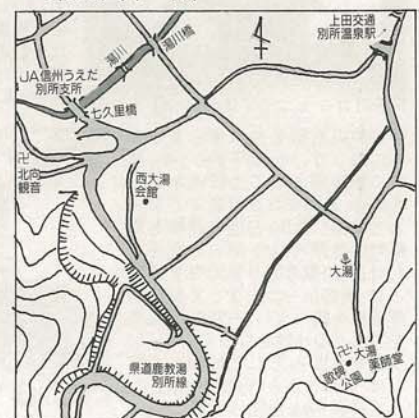
江戸時代の宝永三年（一七〇六）ごろ、別所の「湯」は大湯、大師湯、長命湯、石湯、こが湯の五か所、上田藩主の専用は大湯、大師湯、長命湯でした。

専用浴場の修繕費は上田藩が支出していましたが、藩主（殿様）などが入浴のため滞在となりますと、「大湯入口小橋の脇」などに里番所を設け、徹夜で通行人をチェックし「見馴れ申さざる者一切村々へ入れ申す間敷候」という厳重な警備をしました。

吉川英治の『さけぶ雷鳥』（昭和五年）という時代小説にも「およそ半月ほど前に、江戸から不意に着いた孔雀のようなお姫様のため、別所の湯治客がいろいろな迷惑を被ったと書かれています。

共同浴場の「大湯」から少し急な坂道をのぼりますと、弘安四年（一二八一）の創立と伝えられる大湯薬師堂があり、

■案内図（一部）



境内には北原白秋、与謝野晶子、高倉テルなどの歌碑が建立され、山懐の静かな歌碑公園として整備されております。起きぬけに新湯にひたり惹かれ

両手張りのべ息深うをり

白秋が菊子夫人と、生後一年の長男を伴い別所に滞在したのは、大正十二年春のことでした。その折に白秋は一六〇首ほどの短歌を残していますが、歌碑に刻まれた右の作品もその中の一首です。

高倉テルは大正十二年、上田自由大学の講師に専念するため、京都大学を辞して別所に移住し、三年後の大正十五年に別所在住記念の新曲長唄「風流七苦難の里」を作りました。歌碑にはその一節が見えます。

晴れて大湯の睦まじさ
辛気辛苦の思いも何時か
やんれ今ではさらりととけて
寒さ忘れる雪見酒

この大湯薬師堂の歌碑公園を散策する人々は年々増えているようです。

（平野 勝重）

すてきな名前。

マルチメディア情報センターの愛称募集

227) ■問い合わせ 企画課（内線1

「森林倶楽部」会員募集

国有林で自然と親しみ、遊び、学べる倶楽部です。
 ▽募集人員 250人(先着順) ▽費用 年間5000円のほかに
 イベント参加費が必要 ▽今年のイベント 6月18日(日)…新緑
 のブナ林観察(飯山市鍋倉山)、7月31日(月)…植物探勝(白根
 周辺)、10月15日(日)…きのこ作り体験(戸隠村周辺) ▽問い
 合わせ 長野営林局指導普及課(☎0262263636)

**催し盛りだくさん
創造館へ行くこう!**

●●●

■第2土曜日科学実験室開放の
催し「天体望遠鏡の扱い方」
 ▽とき 4月8日(土)午前10時
 ～午後3時(時間内随時) ▽
 対象 小中学生 ▽その他 正
 午まで質問コーナーを設けます。
 ■上田創造館開館10周年記念
 「第23回上小美術展」
 ▽とき 4月16日(日)～23日(日)



午前9時～午後5時(最終日4
 時まで) ▽入場料 一般35
 0円、大学高校生200円、小
 中学生無料
 ■第11回一般成人パソコン教室
 ▽とき 4月15日(土)・16日(日)
 午前9時～午後4時30分 ▽対
 象 上小地域在住または勤務す
 る18歳以上の20名(先着順)
 ▽受講料 500円 ▽申し
 込み 4月9日(日)午前9時より
 電話で創造館へ(☎231111)
 ■第11回親子初級パソコン教室
 ▽とき 4月23日(日)午前9時
 ～午後4時30分 ▽対象 上小
 地域の小学4年生～中学3年生
 の初心者親子20名(先着順)
 ▽参加費 無料 ▽申し込み
 4月16日(日)午前9時から電話で
 ■保育園児絵画等作品展
 ▽とき 4月15日(土)・23日(日)
 午前9時～午後4時(水曜日は

休館日です) ▽ところ 旧宣
 教師館(リサーチパーク内)
 ▽入場料 無料 ▽展示内容
 常田保育園園児による作品
**太郎山で消防訓練
4月23日(日)に実施**

●●●

消防署と消防団では、火災予
 防と消防訓練を目的に、4月23
 日(日)午前9時から正午まで、黄
 金沢裏参道登り口から、小型ボ
 ンプ14台を中継して、太郎山神
 社付近に放水する消防訓練を行
 います。また、ヘリコプターに
 よる空中消防訓練も行います。
 太郎山裏参道・上堀グラウン
 ド周辺は混雑しますので、ご協
 力をお願いします。
 ▽問い合わせ 中央消防署(☎
 260119)



首都圏の、来春卒業予定の学
 生とU・Iターン希望者を対象
 に40企業が参加して、上小地域
 の産業や企業紹介、就職に必要
 な情報を提供する「ふるさとコー
 ル信州上田地域」就職総合情報
 展(就職ガイダンス)を開きます。

来春卒業予定のお子さんをお
 持ちのかた、上小地域へ就職を
 希望している皆さんをご存じの
 かたは、この機会に参加される
 ようお勧めください。

▽とき 4月18日(火)午後1時
 ～5時 ▽ところ 市ヶ谷会館
 「グランドヒル市ヶ谷」(☎03-
 3268-0111) ▽問い合わせ
 労政課(内線1411)、上田商工
 会議所(☎24500)

第2回ふるさとコール信州上田地域

4月18日に東京で開催

■勤労青少年ホーム5月開講講座

講座名	曜日	期間	回数	定員
料理	月	5/8～7/24	12回	18人
パソコン教室	火	5/9～7/11	10回	10人
料理	火	5/9～7/25	12回	18人
料理	水	5/10～7/26	12回	18人
着付け	水	5/10～7/26	12回	18人
エアロビクス	金	5/12～7/28	12回	20人

■5月の開講講座
 ▽対象 市内に在住か市内
 事業所に勤務の29歳までの勤
 労青少年 ▽申し込み 4月
 10日(月)から同15日(土)までに勤
 労青少年ホーム(☎27111
 7)へ受講料を添えてどうぞ
 (先着順)。電話でも受け付け
 ます。 ▽受付時間 午後0
 時30分～9時(日曜・祝日は
 休館) ▽受講料 パソコン
 教室：1030円、その他の
 教室：1230円

青少年ホーム
で楽しもう!!

みんなで投票



長野県議会議員一般選挙

投票日 4月9日(日)

上田市議会議員一般選挙

投票日 4月23日(日)

上田市選挙管理委員会

各ホール イベント案内

(主催者の都合により変更する場合があります)

市民会館

●二の丸1-2・☎0762

月日	催し	時間	入場方法	問い合わせ
4/7(金)	新卒就職者激励会	13:30	関係者	労政課 ☎4100

文化会館

●材木町1-2-3・☎0760

月日	催し	時間	入場料	問い合わせ
4/15(土)	春風コンサート in 上田(合唱)	14:00	無料	信大混声合唱団 0263-469076
16(日)	歌謡発表会	9:00	無料	宮下歌謡教室 ☎45856
23(日)	邦楽演奏会	11:00	無料	上小三曲協会 ☎48292
25(火)	ことぶき大学入学式	10:00	関係者	中央公民館
27(木)	室内楽の夕べ	19:00	会員券	室内楽をたのしむ会 ☎2150

創造館

●上田原1640・☎01111

月日	催し	時間	入場料	問い合わせ
4/29(土)	映画会 「星空のバイオリン」	10:00 13:30	有料	山川視覚教材社 ☎51685
5/3(木)	第22回 秋萩会書道展	9:00	無料	☎2089 (石井)



「働く婦人の家」で ハンサムウーマン

働く婦人の家では、「ハンサムウーマン」と題した講座の受講生を募集します。

▽受講場所 働く婦人の家(文化センター南隣) ▽対象 市内に住むか、または勤務し

■働く婦人の家「主催講座」募集内容

講座名	回数	時間	曜日	日程							講師	定員	テキスト・材料代	内容
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月				
ふしぎな押し花	8	1:30~3:30	月	15/29	5/19	3/17	7/21				岩田章子	20	3,000円(材料代はその額)	四季の花と自然を楽しむ押し花入門です
毛筆習字	10	1:30~3:30	火	9/23	13/27	11/25	8/22	12/26			沓掛桂雲	25	2,900円	仮名の基礎と実用文
太極拳	10	1:30~3:00	木	11/18	8/15	6/13	2/22				尾形美津枝	30	100円	静かな動きで、どなたにも出来るストレス解消にもなります。
てまり	9	1:30~3:30	土	13/27	10/24	8/22	12/26	9			両角節子	15	2,300円	松本てまり2ヶ
パッチワーク	12	1:30~3:30	水	17/21	7/19	5/19	2	6/20	4/18	1/15	沓掛知子	20	6,000円	テーブルセンター、ポーチほか
ワープロ	6	10:00~3:00				4/5 5/10 10/11 12					長野雇用促進センター	10	2,100円	お持ちのワープロ活用、富士通オアシス、東芝ルボ、NEC文豪
ペン習字	10	6:30~8:30	水	10/24	14/28	12/26	9/23	13/27			三井幸尾	20	2,200円	基礎と実用文
やさしい英会話	10	6:30~7:30	木	25	1/8 15 22 29	6/13 20 27					トニー・スロウックウィッチ	20	2,000円	発音からやさしい会話まで
料理(女)	13	6:30~8:30	木	18	1/15	6/20	3/17	7/21	5/19	2/16	山上恵美	23	6,630円	楽しい料理
茶道	10	6:00~8:00	金	12/26	9/23	14/28	11/25	8/22			山口輝子	25	3,500円	茶道の基礎知識

「こどもまつり」 ジュニアスタッフ

「第24回うえだこどもまつり」

ている人(全講座初心者対象)
▽受講料 無料(ただしテキスト・材料代は実費) ▽申し込み 4月15日(土)に働く婦人の家(☎2988)へ材料費などを添えてどうぞ(時間は午後1時30分~3時30分) ▽その他 定員になり次第締め切り。電話では受け付けません。

■勤労青少年ホーム募集クラブ(時間はすべて午後)

募集クラブ	曜日	時間	募集クラブ	曜日	時間
上田市民吹奏楽団	月・土	7:00~	バレーボール	水	7:00~
英会話	月	7:30~	ホビー(イラスト・詩)	水	〃
バドミントン	月	7:00~	マンドリン	木	7:30~
卓球	火・金	7:30~	社交ダンス	火	7:00~
コサージュブーケ	火	7:00~	琴	木	6:30~
和裁	火	6:30~	手編み	木	7:00~
空手	水・土	7:00~			

■硬式テニス講習会
▽活動時間 毎週月曜日午後6時30分~9時 ▽期間 5月8日(月)~10月末 ▽対象 市内に在住か市内事業所に勤務の29歳までの勤労青少年(初心者) ▽申し込み 4月17日(月)~同21日(金)までに受講料を添えて勤労青少年ホームへ ▽受講料 9,000円
■クラブ員募集します
▽対象 市内に在住か勤務する29歳までの勤労青少年 ▽申し込み 勤労青少年ホームへ。

が、今年も5月5日(金)に、上田城跡公園一帯で開催されます。こどもまつり実行委員会では、当日の催し物のお手伝いをしていただく中学・高校生のジュニアスタッフを募集しています。
▽募集期限 4月21日(金) ▽申し込み先 青少年課(内線5132)

長野大学公開講座 ●募集期間 4月28日(金)まで ●問い合わせ 長野大学生涯学習センター (☎39)0007)

■連続講座 (10回講座)

講座名・テーマ	募集定員	講義日・時間
【文化講座】 獅子は立ち上がったか ～中国の現在～	30名	5/10～7/12 の毎週水曜日 19:00～20:30
【福祉講座】 介護問題と地域福祉	30名	5/9～7/11 の毎週火曜日 19:00～20:30
【教養講座】 平安才女たちのアイドル ～白楽天の官僚生活～	25名	5/11～7/13 の毎週木曜日 18:30～20:00

▶受講料 6,000円+センター登録料 (1,000円)

■中国語講座 (北京語)

募集定員	講義日程
初級 20名	5/13～7/22 毎週土曜日 13:30～15:00
中級 20名	5/13～7/22 毎週土曜日 15:30～17:00

▶受講料 7,000円+センター登録料 (1,000円)
テキスト代 2,000円程度

出先機関 出向監査の結果

表
します

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成6年度出先機関出向監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

上田市監査委員 久保田直人
同 成沢 捨也
1 監査の種類
地方自治法第199条第5項に基づく

出先機関出向監査
2 監査の実施期間
平成7年2月13日から同3月13日まで
3 監査の対象
総務部：塩田支所
社会部：川西社会福祉センター、母子寮、
朝日が丘児童館、北保育園、西塩田保育園

商工部：市民会館、勤労者福祉センター
教育委員会：東小学校、西小学校、中央公民館・文化会館、自然運動公園管理事務所
4 監査の概要
施設及び事業の概要、財務に関する事務の執行状況、現金の取扱状況等について、施設長から説明を聴取し、施設の整備、管理状況の実地調査及び平

成6年度の関係書類・帳簿等について監査を行った。
5 監査の結果
各施設ともそれぞれ設置目的に則り、計画的かつ効率的運用が図られ施設の整備及び管理状況は適正と認められた。また、財務に関する事務の執行、現金の取り扱いについても概ね適切に処理されているものと認められた。

▽問い合わせ 生活環境課

(内線1389)

公共下水道新たに 76ヘクタール供用

●●●●●
平成6年度新たに供用を開始する区域が3月31日付けで告示されました。

●●●●●
今回告示された主な区域は、下塩尻、上塩尻、踏入、上堀、国分、染屋、金井、山口、蛇沢、上川原柳町、新田などの一部で、面積は、76・35haです。この区域の図面などは、下水道課(市役所2階)でご覧になれます。

●●●●●
水洗化工事は一日も早く告示された区域の皆さんは、法令により、告示の日から6か月以内に台所・ふろ・洗面所などの排水を公共下水道に接続するための設備を新設していただかなければなりません(トイレ

下水道負担区を公告 「申告書」の提出を!

●●●●●
公共下水道事業を進めるために重要な建設財源の一部を負担



下水道事業の推進のために

●●●●●
の水洗化については3年以内)。ご協力をお願いします。
■建設工事にご協力
下水道管の布設工事などにより、関係地区の皆さんには通行止めなどたいへんご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。
なお、詳しい工事の日程は、自治会などを通じて連絡します。
▽問い合わせ 下水道課(内線1535)

●●●●●
していただく「受益者負担金」の平成7年度負担区および賦課区域が4月1日に公告されました(地図は広報うえだ1月16日号参照)。
該当する地域に土地を所有するかたには、負担金額を決定するための受益者申告書をお送りします。4月20日(木)までに下水道課へ提出してください。
▽問い合わせ 下水道課(内線1535・1536)

外人登録の「続柄」 表示方法が変更

●●●●●
外国人登録上の「世帯主との続柄」の表示方法が、3月20日から住民基本台帳と同様に「長男・長女」などが「子」に変わりました。
▽問い合わせ 市民課(内線1397)

ごめい福を
お祈りします

(3月届け出分・敬称略)

馬場良太 上塩尻 国分
牧野公夫 下之郷 笹井
横関辰雄 川辺町 御所
小坂井ハルミ 長井 琴
安達ハルミ 中曾根知子
樋口光野 藤原音吉
松澤 堅 倉升 嶋田喜美
大野 茂 上小島 櫻井田鶴
荒井重男 原町 小牧
児島チエ子 踏込 西田 武
柳澤いし 中村 院内
三木保徳 川辺町 岡田まさ子
武藤はる子 71 65 88 70 86 66 85 84 88 77 94 90 61 92

洪谷せき 北天神町 74
青木せし子 馬場町 79
関 泳 踏込 72
皆戸義人 舞田 69
滝澤泰男 秋和 89
横関幸子 緑が丘 89
横関さとし 御所 83
小山俊子 浦野 86
清水もつ枝 倉升 78
坂本 明 下之郷 73
小林育子 上本郷 2
関うめ子 鈴子 69
長井 琴 海野町 93
中曾根知子 院内 74
藤原音吉 桜台 79
嶋田喜美 川辺町 73
櫻井田鶴 小牧 58
小坂井しづ子 川辺町 79
西田 武 下紺屋町 81
古澤秋夫 院内 87
岡田まさ子 上紺屋町 82

牧内音四郎 北常田 81
飯島七郎 川辺町 73
小宮山今朝哉 愛宕町 73
石井一雄 半過 81
西澤三枝子 伊勢山 50
大井哲男 秋和 70
藤原たけ 鍛冶町 71
宮澤昭 浦野 57
竹鼻昭三 神科新屋 66
千野静江 原町 92
鈴木ふか ますみ台北 85
山崎元枝 野竹 58
柳澤壹三 手塚 79
山岸信一 諏訪部 94
田中敏雄 中之条 90
中原徳敬 長島 56
黒崎キク 本町 85
市村儀市郎 手塚 88
原 聖 上塩尻 51
田村みよし 下之郷 89
常田ふゆ 小泉 91

佐藤きみ 住吉が丘 90
増田貞子 常磐町 75
山崎瑞枝 山口 65
桑井辰雄 染屋 79
田中トモエ 秋和 81
西澤重平 奈良尾 85
渡邊 豊 林之郷 85
高野文雄 新田 78
根岸春子 秋和 72
秋山菊松 中之条 84
横関正幸 御所 50
園原 茂 秋和 52
中村豊三 伊勢山 70
長坂久子 愛宕町 69
金子静子 泉平 71
佐川峰夫 愛宕町 74
上原貞子 松尾町 81
森川みつ 泉平 85
平井よしの 朝日ヶ丘 91
西澤卯三郎 築地 79

4月



土地月間です

地下監視区域届出
対象面積一部変更

上田市では地価の急激な上昇に伴い、平成2年10月15日から平成7年10月14日まで地価の監視区域に指定され、一定面積以上の土地について売買などの取り引きをする場合は事前に届出が必要となっています。
しかし、近年は地価の上昇率が鈍化していることなどから、届出対象面積が一部緩和され、

■国土利用計画法監視区域届出対象面積

区 分	届出対象面積	
	現行	変更後
都市計画法に基づく用途地域	300㎡	500㎡
用途地域の区域以外の地域 材木町2丁目、常入1丁目、大字上田、大字常磐城、大字小牧、大字諏訪形、大字御所、大字中之条、大字秋和、大字上塩尻、大字下塩尻、大字上田原、大字下之条、大字神畑、大字築地、大字大屋、大字岩下、大字蒼久保、大字国分、大字福田、大字吉田、大字小泉、大字上野、大字古里、大字住吉、大字富士山、大字古安曾、大字下之郷、大字本郷、大字五加、大字中野、大字小島、大字保野、大字舞田及び大字八木沢の区域に限る。	500㎡	500㎡
用途地域の区域以外の区域 (上記の区域を除く。具体的には豊殿地区、西塩田地区、別所地区、浦里地区、室賀地区)	1000㎡	1000㎡

4月5日より次のとおり変更になります。

▽問い合わせ 企画課(内線1222)

パリンピックの
「大会スローガン」

●●●
全国各地から寄せられた4636点の応募作品から、長野パリンピック冬季競技大会スローガンが決まりました。

■最優秀賞(大会スローガン)

『感動が ひろがる』

つたわる わきあがる』

(上紀男さん・東京都)

▽問い合わせ (助長野パリンピック冬季競技大会組織委員会事務局)

(0262251800)

不用品情報
交換

不用品になったもの、ほしいものがありましたら、生活環境課(内線1390)へご連絡を。

ゆづりあそび

▽歩行器 無料 ▽新生児産着 無料 ▽200円 ▽ベビーバス 200円・500円 ▽ベビーもく浴ネット 1000円 ▽ベビーバスチェア 無料 ▽ベビーベッド 無料 ▽マタニティウェア 無料 ▽500円 ▽炊飯ジャー 2000円 ▽スピーカー 無料 ▽布団乾燥機 4000円 ▽ベッド(シングル) 5000円 ▽ベッド(セミダブル) 3000円 ▽整理たんす 3000円 ▽2人用ソファ 5000円 ▽スピードスケート(19cm) 無料 ▽フィギュアスケート(19cm、21cm、21.5cm) 無料 ▽普通タイヤ(185×70×13) 10000円 ▽学生黒かばん 無料 ▽犬小屋 無料

ゆづりあそび

▽ベビーカー ▽子ども用長靴 ▽双子用ベビーカー ▽オーバーヘッドプロジェクト ▽パン焼き器 ▽ストリーパー(160cm) ▽和服着付け練習用ボディー ▽家庭用金庫 ▽漬物用かめ ▽ピアノ ▽都市ガス用湯沸かし器

※先着順に紹介しますので、既に成約したものはご了承ください。

■ポリオ(小児まひ)予防接種〔春期〕

小児まひ予防のポリオ生ワクチンの投与を行います。

▽対象者 平成6年7月1日から12月31日までに生れたお子さん(7歳未満で今までに1回も受けていない、または1回だけ受けた人も含みます) ▽投与方法 6週間以上の間隔をおいて、0.05mlずつ2回投与します。 ▽受け付け 午後1時30分から2時20分まで ▽持ち物 母子健康手帳 ▽注意事項 ①予診票が変わりましたので当日会場で記入していただきます。 ②体温も会場で測定してください。 ③治療中の病気や経過をみていることがある場合には、主治医に前もって相談し、診断書または意見書をもらってください。(当日の担当医が参考にして決めますので、接種できない場合もあります)

■予防接種Q&A

Q1 ポリオだけ、なぜ飲むワクチンなのですか？

A1 ポリオのウィルスは腸の中に侵入して体の奥へ入り込もうとするので、飲むことで直接、腸の粘膜に届けて、抗体を高めるためです。「下痢をしていると受けられない」というのは、飲んだワクチンがそのまま流れ出さないようにするためでもあります。

Q2 ワクチンを飲んだ後、吐いてしまったら？

A2 飲んだ後30分くらいたっていればだいじょうぶです。30分は飲み物を与えないようにしましょう。

Q3 ポリオで副反応ができますか。

A3 100万人に1人くらいにある、ごくまれなことです。飲んでから4～35日後に発熱・かぜの症状の後に、上下肢などに「まひ」がみられることがあります。

●あなたにワープロをお持ちでしたら、「貴社の記者が汽車で帰社した」という文章を打って変換させてみてください。これはある雑誌に、ワープロの性能を試す方法として載っていたもの。実はこの文章もワープロで作成しているが、わたしのワープロも正しく変換できた。日本語は難しく、同音の言葉でもいろいろな漢字が使われる。ワープロの性能の良さには驚くべきものがある。ところでわたしのワープロには変な癖がある。「へ行く」と打つと「へ行く」となってしまう。機械でしかないワープロにも、多少の洒落っ気を持っているらしい。(たなか)

●市立図書館の正面脇にある魯桃桜(とうざくら)が、3月下旬に開花した。昨年と比べて、10日ほど早いらしい。この魯桃桜、桜という字はついているものの、その実体はシベリアが原産の桃の仲間のような。冬の終わりとともに、市内でいちばん早く咲く花として知られている。この花の開花を見ると、春の訪れを実感するというのが本当かもしれない。ところで、4月といえば花見の時期。上田城跡公園の桜も、機門ができて趣もだいぶ変わったような気がする。なにはともあれ、桜を肴(さかな)に、にぎやかで楽しい花見、皆さんも待ち遠しいのでは。実は自分も。(にしざわ)

■平成7年度春期ポリオ(小児まひ)予防接種日程表

会場	実施日		対象地区
	1回	2回	
観光会館 (2階会議室)	4月18日(火)	6月6日(火)	西部(下紺屋町・鎌原・西脇・新町・諏訪部・常磐町・緑が丘・新屋・緑が丘北・緑ヶ丘西・城北) 南部(南天神町・泉平・北天神町・松尾町・鷹匠町・本町・末広町・大手町) 中央(横町・海野町・原町・袋町・田町・馬場町・丸堀町・木町・北大手) 塩尻(上塩尻・下塩尻・秋和)
塩田母子健康センター			塩田
上田市文化センター (3階大会議室)	4月19日(水)	6月7日(水)	東部(踏入・泉町・上常田・中常田・下常田・北常田・材木町・常入) 北部(上川原柳町・下川原柳町・愛宕町・上鍛冶町・鍛冶町・上紺屋町・上房山・下房山・柳町・新田・山口)
川西社会福祉センター			川西
城南公民館	4月20日(木)	6月8日(木)	城下
上野が丘公民館			神科・豊殿
神川地区公民館	4月21日(金)	6月9日(金)	神川
川辺町会館			川辺・泉田

※対象地区の会場で受けられないかたは連絡してください。

市美術総合展

作品募集

上田市は、山本^{かなえ}の自由画教育、農民美術発祥の地であり、すぐれた美術家を数多く輩出してきました。今年で第44回を迎えるこの市総合美術展は「芸術文化は生活の中から」を合い言葉に、市民にとって最も身近な美術展として親しまれています。あなたの作品の応募をお待ちしています。

▽応募資格 市内在住か市内美術団体に属しているかた ▽応募作品 作品は種目別に1点以内。未発表作品に限ります。 ▽出品料 1作品につき1000円 ▽作品の搬入・受け付け 5月16日(火)午前9時～12時 ▽問い合わせ 中央公民館(☎220760)

■募集の内容

洋画・日本画	30号以内(吊り下げ用のひもをつけてください)
写真	全紙または半切で、パネル張りかマットパネル張仕上げ(額入れは不可)
書道	半切大以内(横額は不可)
彫刻・工芸 俳画・生花	制限はありません。

●佐藤純くん

(1歳3か月・中村)

「テレビを見ていて、気に入った曲が流れると声を出していっしょに歌います」と母の令子さん。



保健ガイド

保健予防課（内線 1374）

■よい歯のコンクールに応募を

長野県および長野県歯科医師会では、次のとおり「よい歯のコンクール」出場者を募集しています。

▷応募資格 ①母と子部門…昨年4月から今年3月までに三歳児歯科健診を受診した幼児と母親 ②大正14年3月31日以前に生まれ、自分の歯が全部残っている人（治療済みも可）▷申し込み 4月10日(月)までに保健予防課（内線1379）へ。

■コレラにご注意！

海外旅行帰国者のコレラ患者が急増しており、すでに昨年1年間の2倍を超えています。水となま物に対する警戒心が弱いことが原因とも考えられていますが、これから旅行されるかたは、以下の点にじゅうぶん注意してください。

■食事面 ①生野菜…調理過程で生水が使われますので注意が必要です。②刺身等なま物…なま物はもちろんですが、カニやロブスターもじゅうぶん火が通っていないこともあります。一流ホテルであっても要注意です。③生水・氷等…生水は飲まないようにしましょう。また氷は、生水から作られることが多いので注意が必要です。ウィスキーなどアルコールがいっしょでも消毒効果はありません。

■体調を整えておきましょう。

■滞在先で、体調に異常があった場合は、帰国後検疫に申し出てください。

■症状が軽くても感染力が強い場合や、感染していてもしばらく症状が現れない疾病もあります。周囲に感染させないよう症状が出たら速やかに医療機関で受診しましょう。

■介護福祉士修学資金をお貸しします

介護福祉士を目指す人に、修学資金をお貸しします。

▷貸与資格 介護福祉士の養成施設に在学し、卒業後直ちに県内の福祉施設などで働く予定の人 ▷貸与金額 ①民間養成施設…月額3万6千円 ②公立養成施設…月額3万2千円 ▷利息 無利息 ▷返還免除 卒業後直ちに県内の社会福祉施設等で介護などの業務に従事し、その期間が修学資金を受けた期間の二分の三以上になったときは、返還が免除されます。▷申し込み期限 5月10日(水)まで ▷問い合わせ 県社会福祉事業団（☎0262-28-0337）

いっしょに考えてみませんか「戦争とうえだ」

中央公民館 ☎220760

スタッフ募集

中央公民館では、今年度、戦後50年を迎えて「戦争とうえだ」について考えてみたいと思います（講座・展示会・映画会など）。

これらの企画や準備のお手伝いをしてくださるかた（ボランティア）を募集しています。

『当時の上田の様子に詳しい』『戦争中の食生活を体験してみたい』『映画に興味がある』『冊子づくりをしたい』『平和は大切だと思う』という皆さん、参加をお待ちしています。アイデアだけでも結構です。お寄せください。

▽締め切り 4月24日(月)。それ以降でも受け付けます。



（写真は千曲高校のグラウンドの脇に立つ「上田飛行場跡」の碑）

平成7年度の

新自治会長さんです！

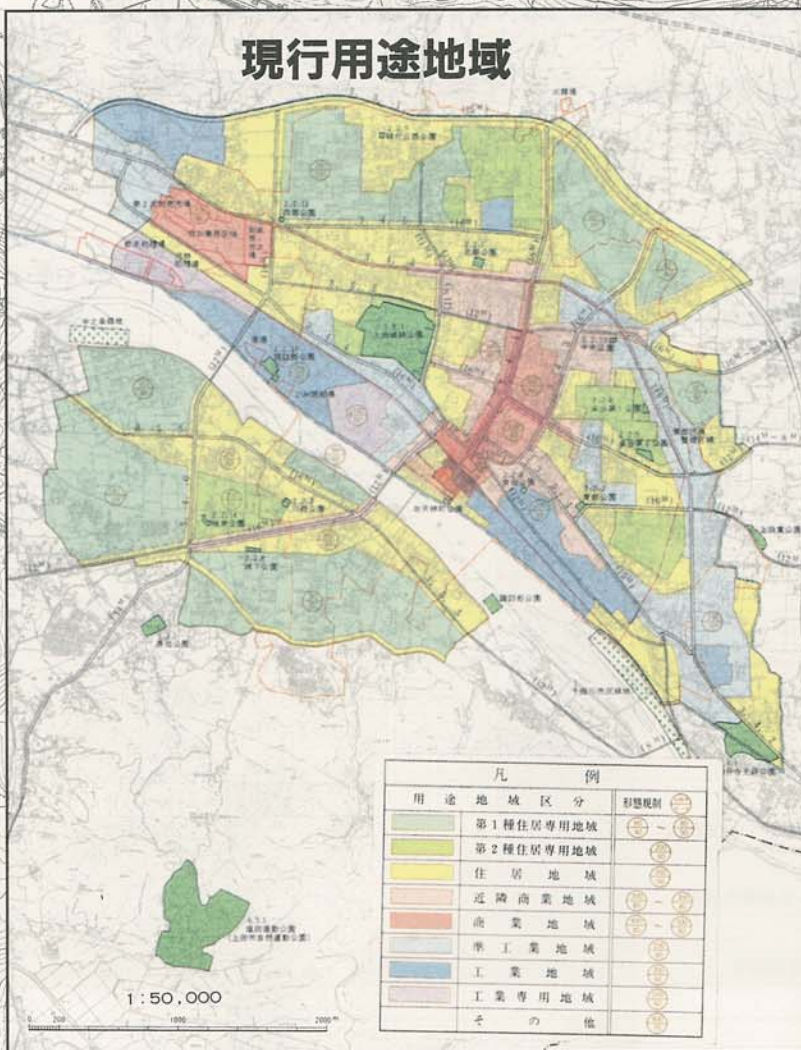
■自治会長名簿

◎地区会長 ○地区副会長 △地区会計 (敬称略)

自治会名	自治会長名	世帯数	電話番号	自治会名	自治会長名	世帯数	電話番号
東部	踏入堀内和一美	545	22-2794	神川	上沢竹内徳尾	280	22-2198
	泉常田関山延雄	120	24-5293		国分金井井昇	300	23-2722
	上常田関中沢茂男	400	22-5752		下堀堀春原重長	287	22-6508
	○△中常田関中沢茂男	305	27-6223		○上堀堀春原重長	240	23-1446
南部	北常田関桜井啓宏	145	22-5800	神	伊勢山清水昭二	44	25-0430
	材木町入手塚春夫	379	22-0430		富士見台石松隆夫	537	27-4154
	常大神入淡沢義春仁	600	22-1167		住吉が丘篠原久夫	230	26-8270
	○△泉天神平高橋正太	133	23-1444		△神科新屋中曾根彬	67	27-3923
中部	北天神町手塚和夫	310	22-7880	科	野竹武井徳雄	179	24-1057
	北松尾町萩原秀治	100	22-7186		○西野竹小市良一	230	23-3136
	鷹匠町高橋繁久	358	22-0446		笹川井小池卓男	247	27-3756
	○本末大町片岡義康	125	22-0265		○岩門佐藤邦夫	200	24-2509
中央部	横町丸山兼吉	80	23-2389	殿	染屋塚田基男	88	26-2968
	○△海野町長井良治	280	24-5371		金井多田正雄	610	22-3051
	袋町山田昭夫	130	22-2132		大久保六川盛一	200	27-3961
	馬場町綱島久男	230	22-1330		○金剛寺倉島和博	183	24-0809
北部	田丸堀町宮見忠保	140	22-0665	富士山	森武舎幸弘	85	22-2714
	○北大手嶋直義	75	22-5524		大日木柄沢伸行	53	24-1239
	○下川原柳町大矢智久	44	22-5905		長中沢沢進美	61	22-1222
	愛宕町山岸助五郎	188	24-4922	東塩田	宮之上堀之内正悦	24	27-5723
西部	△鍛冶町出野正次	170	27-1400		小井田柳沢哲悦	30	27-0377
	鍛冶町廉沢保広	170	22-3985		○町吉田中田幸保	88	36-2638
	上房山草刈貞行	550	27-0102		ひかり塩川美佐子	137	35-1975
南部	柳房町石井清重	102	24-2187	殿	桜吉田小林正則	140	35-0187
	○新田白井清司	238	24-8982		○林之郷柴崎今朝義	140	36-3178
	上紺屋町小田林幸雄	67	22-7723		矢清水沢田中兵次	220	35-3588
	下紺屋町小田林幸雄	200	24-6528		赤坂戸村今朝雄	39	36-3179
中部	鎌原和智晴	84	22-1115	中塩田	下之郷青山林秀明	145	22-3741
	新脇町浜村宇志雄	130	22-6528		△下郷柴崎今朝義	138	22-1057
	諏訪部浦原学薫	45	22-9475		岩清水沢田中兵次	74	22-4803
	常磐町土屋巖	1,400	23-2470	西塩田	矢清水沢田中兵次	140	23-0821
城下	緑が丘成沢文雄	270	22-6749		漆坂戸村今朝雄	111	24-1652
	○緑が丘石川博	145	22-9064		△下組岩井邦	40	23-2394
	○城小牧飯下力正	353	22-5843		○中組若山昭義	136	38-6073
塩尻	○諏訪川青木茂	200	22-0461	東塩田	○奈良尾西岡森武	190	38-3126
	△朝日ヶ丘松本務	127	22-6025		○平井寺森村惠守	119	38-7053
	三好町小林演男	120	27-2732		鈴子峰村	59	38-2013
	御所伊藤武男	150	22-7564	中塩田	△石神関倉徳人	134	38-6294
川辺・泉田	○千曲大倉三郎	190	23-2129		○下之郷青山林秀明	177	38-4325
	○秋上塩尻菅沼久好	310	22-4907		下之郷青山林秀明	107	38-6580
	○上田原中村陽一	290	22-1673		○下之郷青山林秀明	339	38-3091
	○川辺町松崎利治	485	22-8162	別所温泉	下之本加浅沢新一	78	38-1691
神川	○倉神下之条渡清水秀雄	395	22-5717		東五加浅沢新一	120	38-2201
	○築地地清水秀雄	268	23-1325		五本郷野小出重徳	54	38-6293
	○福吉田塩入忠	380	23-2863		上小島和野田雅義	658	38-6954
川	○大屋鉄矢忍	175	22-5228	西塩田	○下小島柳沢清正	197	38-6327
	○下青木宮島昭幸	580	22-6438		○保野南森本嘉明	101	38-3271
	○みすず台南西川正司	440	25-4497		○学海田中章治	315	38-5678
	○上青木国信昭吾	245	23-1767		○舞八木舞堀内	135	38-2730
川	○梅が保林三井敏	170	26-3541	西塩田	○学海北田中清和	141	38-4011
	○久保坪清水	800	23-3226		○十塩田新町武福沢幸雄	194	38-7055
	○黒	585	23-0830		○東前山保科茂夫	56	38-7008
	○	670	24-6446		○西前山保科茂夫	130	38-9382
川	○	600	24-4591	別所温泉	○手塚田中内袈裟治	76	38-6831
	○	445	27-9084		○野倉滝沢宗喜	135	38-3446
	○	370	22-8841		○分大湯青木藤繁二	166	38-4031
	○	282	23-1093		○院内宇佐美茂夫	116	38-5994
川	○	540	26-0782	西塩田	○上古田竹内実男	240	38-4373
	○	520	23-2099		○浦野小島義男	82	38-6690
	○	500	27-2241		○越之戸関根岸喜光	41	38-7131
	○	265	24-7746	別所温泉	○小泉小山涯二	245	38-5186
川	○	123	24-5444		○下室賀近藤久雄	86	38-2861
	○	125	22-4855		○上室賀近藤久雄	165	38-3565
	○	290	24-9294		○ひばりヶ丘柳沢洋太郎	55	38-4624
	○	383	27-9203	西塩田	○仁岡田竹内実男	221	31-2689
川	○	650	35-0607		○浦野小島義男	289	31-2501
	○	220	36-3405		○越之戸関根岸喜光	238	31-2512
	○	280	36-2211		○小泉小山涯二	109	31-2312
川	○	400	36-2059	西塩田	○下室賀近藤久雄	91	31-3224
	○	235	36-1432		○上室賀近藤久雄	501	24-2472
	○	239	35-1418		○ひばりヶ丘柳沢洋太郎	226	31-2515
	○	264	36-2872		○	200	31-2734
川	○	120	27-1296		○	103	31-3345
	○				○		
	○				○		
	○				○		

上田市新用

現行用途地域



国道143号

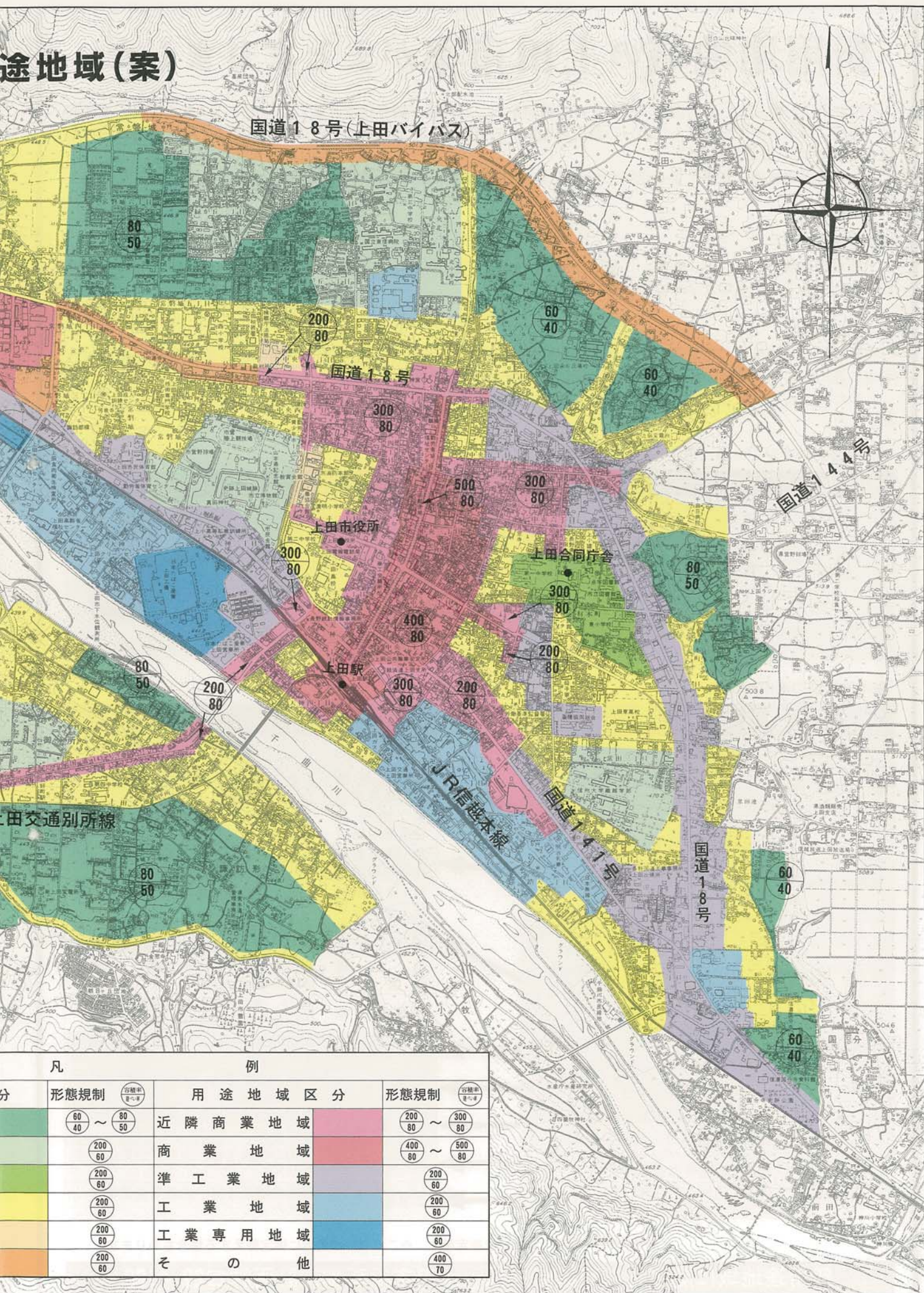
上田山田線

1:20,000

用途地域区分

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住宅専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域

用途地域(案)



凡	例
形態規制	用途地域区分
60 40 ~ 80 50	近隣商業地域
200 60	商業地域
200 60	準工業地域
200 60	工業地域
200 60	工業専用地域
200 60	その他

新用途地域の上田市案がまとまりました

都市計画法が改正され、用途地域が現在の8種類から、12種類に細分化されました。市ではこれを受け、土地利用の現況、将来予測等を踏まえながら、新用途地域への指定替え作業を進め、このほど案がまとまりましたのでお知らせします。(裏面図参照)

また各用途地域内に建築できる建物については、『用途地域による建築物の用途制限の概要』のページをご覧ください。

◆用途地域とは?

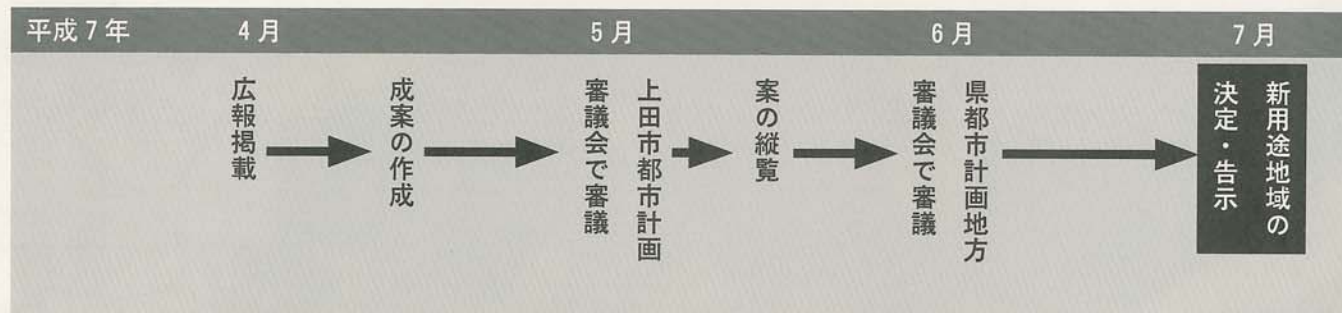
土地用途規制のひとつで、住宅、工場、店舗・事務所などが混在するのを防ぐため、地域ごとに建てられる建物の種類を決めて、快適で安全なまちをつくる制度です。

◆法改正の趣旨

昭和48年の用途地域の指定後、社会構造・経済情勢が大きく変化し、先頃の地価高騰時には業務ビルや店舗が住宅地に進出して、住環境の悪化、住宅地の地価上昇などの問題が生じました。

このため、良好な住環境の保護と住宅地の確保、また新たな市街地形態への対応を図るため今回の法改正が行われました。

◆指定替えスケジュール(予定)



◆用途地域の新旧対照表

現 行		改 正	
用途地域	用 途 規 制	用途地域	用 途 規 制
第1種住居専用地域	住宅、学校、公衆浴場、診療所、50㎡以内の兼用住宅等は建築可	第1種低層住居専用地域	旧第1種住居専用地域とおおむね同じ
第2種住居専用地域	上記以外と、工場、ボーリング場、ぱちんこ屋、ホテル、1,500㎡超または3階以上の事務所・店舗等は建築不可	第2種低層住居専用地域	上記と、150㎡以内の店舗は建築可
住居地域	上記と、劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、倉庫業倉庫、50㎡超の車庫・危険性や環境悪化を誘う工場等は建築不可	第1種中高層住居専用地域	上記と、病院、児童福祉施設、500㎡以内の店舗は建築可
近隣商業地域	劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場は建築不可	第2種中高層住居専用地域	旧第2種住居専用地域とおおむね同じ
商業地域	150㎡超の工場、危険性や環境悪化を誘う施設は建築不可	第1種住居地域	上記と、ぱちんこ屋、カラオケボックス、3,000㎡超の事務所・店舗は建築不可
準工業地域	火災危険性、公害発生等を誘う施設は建築不可	第2種住居地域	旧住居地域とおおむね同じ。300㎡以内の車庫は建築可。
工業地域	ホテル、キャバレー、個室付浴場、劇場、病院等は建築不可	準住居地域	上記と、木材粉碎工場は建築不可。車庫、150㎡以内の自動車修理工場等は建築可
工業専用地域	住宅、店舗、図書館、ボーリング場、ぱちんこ屋等は建築不可	近隣商業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		商業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		準工業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		工業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		工業専用地域	今回の改正では、大きな変更はありません。

→ 原則的な指定替え ※これ以外の用途に指定替えする場合があります。

新用途地域に関するお問い合わせは 上田市役所都市計画課 ☎22-4100

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備 考	
○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店 舗 等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え 500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が 500㎡を超え1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	④		
事 務 所 等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え 500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
遊 戯 施 設・風 俗 施 設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						○	○	○	○	○	○	○		
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						○	○	○	○	○	○	○		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	▲	○	○			▲客席200㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲			▲個室付浴場等を除く	
公 共 施 設・病 院・学 校 等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
工 場・倉 庫 等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	※一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、 ▲2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○		
	自動車修理工場						①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
		火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	
量が少ない施設										○	○	○	○		
量がやや多い施設												○	○		
量が多い施設													○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。